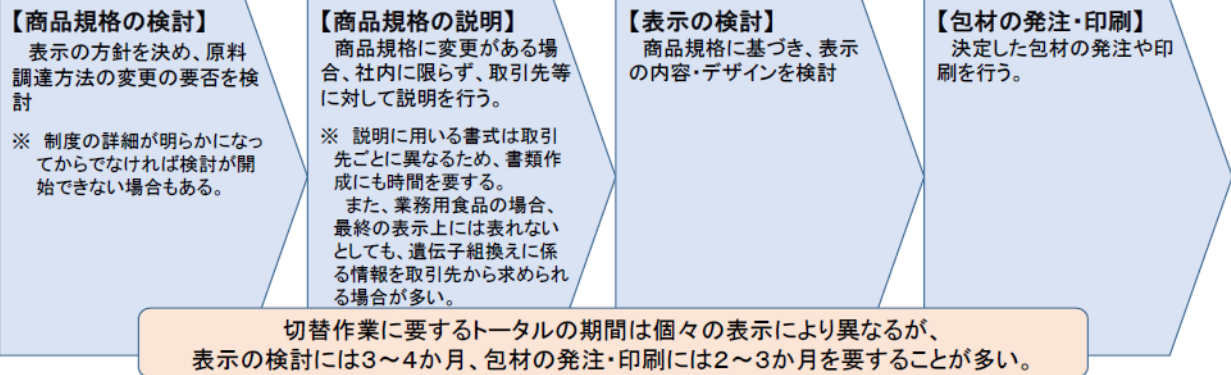


## 遺伝子組換え表示制度改正に係る表示切替期間の考え方

- 新旧遺伝子組換え表示の並存による混乱を避けるため、改正食品表示基準は、公布後、表示切替のための準備期間を経てから施行することとする。
- この準備期間は、事業者の実行可能性や消費者への周知活動を十分に実施する観点から、平成35年3月31日までとする。
- 平成35年4月1日以降に製造・加工・輸入されるものについては、新たな遺伝子組換え表示制度に基づく表示としなければならないこととする。

### 表示切替に要する作業(例)



### 表示切替期間の検討に当たって考慮すべき事情

- ・ 遺伝子組換えに係る情報を表示しているアイテムを1,000以上有する事業者が存在すること。
- ・ 大手の事業者であっても、一月に検討できる表示数は限られること(例えば、100アイテム程度)。
- ・ 中小事業者は包材のコストを抑えるため、大ロットで発注することが多く包材の消費に3~5年を要する場合もあること。
- ・ 賞味期限が長い食品があること(例えば、一般用の缶詰の賞味期限は3年)。
- ・ 印刷業者は、遺伝子組換え表示に係る制度変更にかかわらず、定期的なデザイン変更や新規商品の包材作成にも対応する必要があること。

## 改正食品衛生法施行スケジュール

平成30年11月現在

	2018年 7~12月	2019年 1~6月	2019年 7~12月	2020年 1~6月
① 広域連携	関係機関との調整 8月 → パブコメ 11月 12月	省令・監視指 導指針公布 → 施行 協議会開催 第1回 要領等決定		
② HACCP	業界との調整 検討会開催	WTO通報 → パブコメ →	引き続き技術検討会で手引書作成 自治体条例改正	施行 ※2021年まで 現行基準適用
③ 営業許可	業界・自治体 との調整 自治体向け説明会 ブロック説明会	WTO通報 → パブコメ →	政省令公布	※2021年 施行
④ リコール	業界・自治体 との調整	WTO通報 → パブコメ →	自治体条例改正 システム開発	※2021年 施行
⑤ 輸出入	原案作成	WTO通報 → パブコメ →		施行 ※2021年まで 現行基準適用
⑥ 指定成分	厚労科研等 業界との調整	業食審・食安委	WTO通報 パブコメ →	省令・告示公布 施行
⑦ 容器包装	業界との調整 検討会開催	WTO通報 → パブコメ →	政省令公布 → 業食審・食安委 →	WTO通報 パブコメ → 省令・告示公布 施行